

平成十一年三月十八日提出
質問第一一一号

外国籍旧日本軍軍人・軍属の補償に関する質問主意書

提出者 山本孝史

外国籍旧日本軍軍人・軍属の補償に関する質問主意書

先の大戦中に、旧日本軍の軍人・軍属として従軍しながら恩給等を支給されていない韓国籍の人々の問題は、昨年の東京高裁判決が指摘するまでもなく積年の課題である。

本年三月九日の衆議院内閣委員会において、民主党の佐々木秀典議員らの質問に対し、官房長官は「内閣においても、この問題に前向きに対処する協議をやっていききたい」と発言した。また、同日午後の定例記者会見においても官房長官は同様の趣旨の発言を行ったと報道されている。

他方三月十六日の参議院予算委員会では、総理大臣は「ひとつの問題意識として勉強させて頂きたい」と発言するにとどまり、この答弁からは、内閣が一体としてこの問題に取り組もうとしているのかどうかがいまだ明確ではない。

この問題の何らかの救済措置を早急に行うべきとの観点から、以下質問する。

- 一 一連の官房長官の発言どおり、内閣として何らかの救済措置を検討しているという理解で良いか。
- 二 この検討は、いつごろをめどに結論を出す所存か、答えよ。
- 三 救済は、法律改正だけにこだわることなく、何らかの人道的・道義的観点からの措置を考慮すべきと考

えるが、どうか。

右質問する。